

Title	経営環境の大転換期における公設試の今後の経営に関する研究 その1：中小企業技術政策の新しい展開と公設試への期待((ホットイシュー) 地方公設試験場、公立大学の法人化と地域イノベーション政策 (3), 第20回年次学術大会講演要旨集I)
Author(s)	後藤, 芳一; 青木, 毅; 垣田, 行雄; 京極, 政宏
Citation	年次学術大会講演要旨集, 20: 128-131
Issue Date	2005-10-22
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6028
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

1C17 経営環境の大転換期における公設試の今後の経営に関する研究 その1：中小企業技術政策の新しい展開と公設試への期待

○後藤芳一，青木 毅（中小企業庁），垣田行雄，京極政宏（日本システム開発研）

1. 背景

地方自治体等が設置して運営する、公設試験研究機関（以下「公設試」）は、地域産業を技術面で支えてきた。地域産業の大宗は中小企業であり、公設試は、中小製造業の支援に重要な役割を担ってきた。中小企業技術政策においても、公設試を中小企業への重要な支援機関と位置づけてハードとソフト面から支援してきた。中小製造業は、経営資源に制約がある中で熾烈な競争に対応が求められている。今後も技術課題の比重は大きく、公設試の役割は重要と考えられる。

しかるに、中小企業と公設試の関係には、現在、大きい環境変化が生じている。経済産業省中小企業庁は、05年2月に「中小企業の技術的支援における公設試のあり方に関する研究会」（以下「研究会」）（座長：中島尚正（独）産業技術総合研究所 理事）を設け、環境変化を踏まえた公設試の中小企業への支援機能のあり方を提言した。本報告は、3件の報告の最初として、研究会における検討の枠組及び中小企業技術政策の変化について整理する。ただし本論は、報告者の所属する組織の見解を代表するものではない。

2. 公設試の経営環境の変化の要因と大きさ

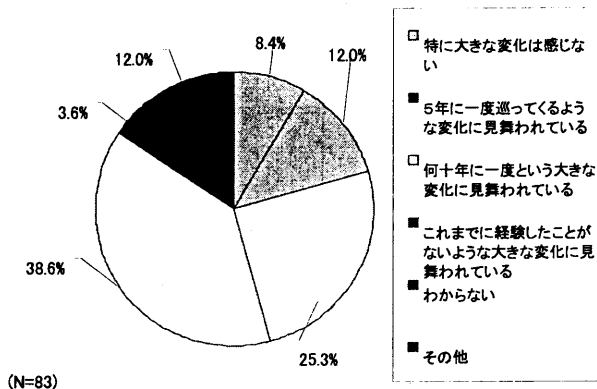
公設試の経営をめぐるのは、今世紀初頭頃から、大きい環境の変化が生じている。変化を生じさせた要因としては、3つの点があると考えられる。第1は、中小企業の経営環境（Ⅰ）、第2は、中小企業技術政策（Ⅱ）、第3は、公設試の経営環境（Ⅲ）である。3つの要因の変化は、それぞれ、【図表1】のような事情から生じており、各要因が相互に作用して、影響を増幅させていると考えられる。

例えば2005年春に、公設試を対象として、環境変化の大きさに対する認識を調べたところ、【図表2】の結果となった。「何十年に一度」「これまでに経験のない大きな変化」を合わせると、3分の2に近い割合（63.9%）であった。公設試自身も、未曾有ともいえる構造変化に直面していると認識している。公設試は、こうした変化のもとで、今後の進路を模索している。こうした状況から、我々は、公設試の経営が大転換期にあると考えた。その認識のもとで、中小企業技術政策を再確認し、その視点から、今後の公設試のあり方を示す必要があると考えた。

【図表1】公設試をめぐる経営環境の変化－主要要因と個別の動向

主な環境変化の要因	要因別に、生じている個別の事情
Ⅰ. 中小企業の経営環境	・経営活動のグローバル化、アジア諸国の台頭、製造拠点の海外移転で、競争が激化 ・技術進歩、市場ニーズ高度化等による技術への要請の高度化 ・取引形態（例：系列）の変容、川下側（例：購買、生産技術）の余裕低下 ・川下を補完（例：パートナー関係）し、「課題解決型」対応への要請
Ⅱ. 中小企業技術政策	・中小企業の格差は正策から、意欲ある企業支援へ（中小企業基本法改正）（1999年） ・「三位一体」改革で、公設試への直接的支援の抑制（2005年度頃から） ・基盤技術を有する中小企業（サポーティングインダストリー）支援（2006年度要求）（「新産業創造戦略2005」、「骨太の方針2005」）（各2005年）
Ⅲ. 公設試（自治体）の経営環境	・自治体の財政上の制約 ・内発的な事業機会創出への要請 ・公設試の体制（例：自治体内の所感部局移行、独立行政法人化）の見直し

【図表 2】公設試の経営環境の変化への公設試自身の認識



経済産業省中小企業庁調査(公設試対象、2005年)

3. 「研究会」での検討と枠組

研究会は、【図表 3】により開催した。経営環境が、かつてないほど大きく変化していることを踏まえ、関係者(例：公設試、自治体)が、公設試の使命や進路の再確認に資することをめざした。個別の策を立案する前に、原則に戻り、基本方向を確認することが肝要と考えた。報告は、今後の公設試のあるべき姿を示すとともに、それを実現するために必要な、大筋の方向性と基本的考え方を整理した。前提として、公設試の業務の大宗が中小企業関連であることを確認し、中小企業支援と公設試の活動を事実上同義と考えた。中小企業技術政策には(財)日本システム開発研究所の、研究会には(財)未来工学研究所の支援を受けた。

検討の枠組は、【図表 4】を用いた。すなわち、公設試の「中小製造業の現状と課題」(A、第1章)(記号は図表に対応し、章の番号は報告書の章立てに対応する、以下同じ)を確認し、「外的環境」(B、第2章)

【図表 3】公設試研究会の概要

名 称：「中小企業の技術的支援における公設試のあり方に関する研究会」

期 間：平17年2～8月(4回)

構 成：自治体、公設試、大学、産総研、中小企業経営者

事務局：経済産業省 中小企業庁

報告書：平成17年9月

と「内的事情」(C、第3章)を整理し、「占めるべき位置と期待される役割」(D+G、第4章)を設定した。それをもとに、「持つべき機能」(E、第5章)に、「他機関との役割分担」(F、第6章)、公設試が自律的に発展するための「組織運営(マネジメント)システム」(X、第7章)、「必要な施策」(H、第8章)を示した。

4. 中小技術政策上の公設試の位置づけとその変化

中小企業技術政策(Ⅱ)は、中小企業の経営環境(Ⅰ)とともに、公設試の経営に関しては、「外的環境」(B)に含まれる。公設試をめぐる中小企業政策は、3つの段階に分けることができる。

第1は、伝統的な政策である。中小企業技術政策の一環として、公設試の活動をめぐる、ハード(例：試験研究設備の整備)や、ソフト(例：技術指導や交流)の支援策を講じてきた¹⁾(中小企業庁(1999))。

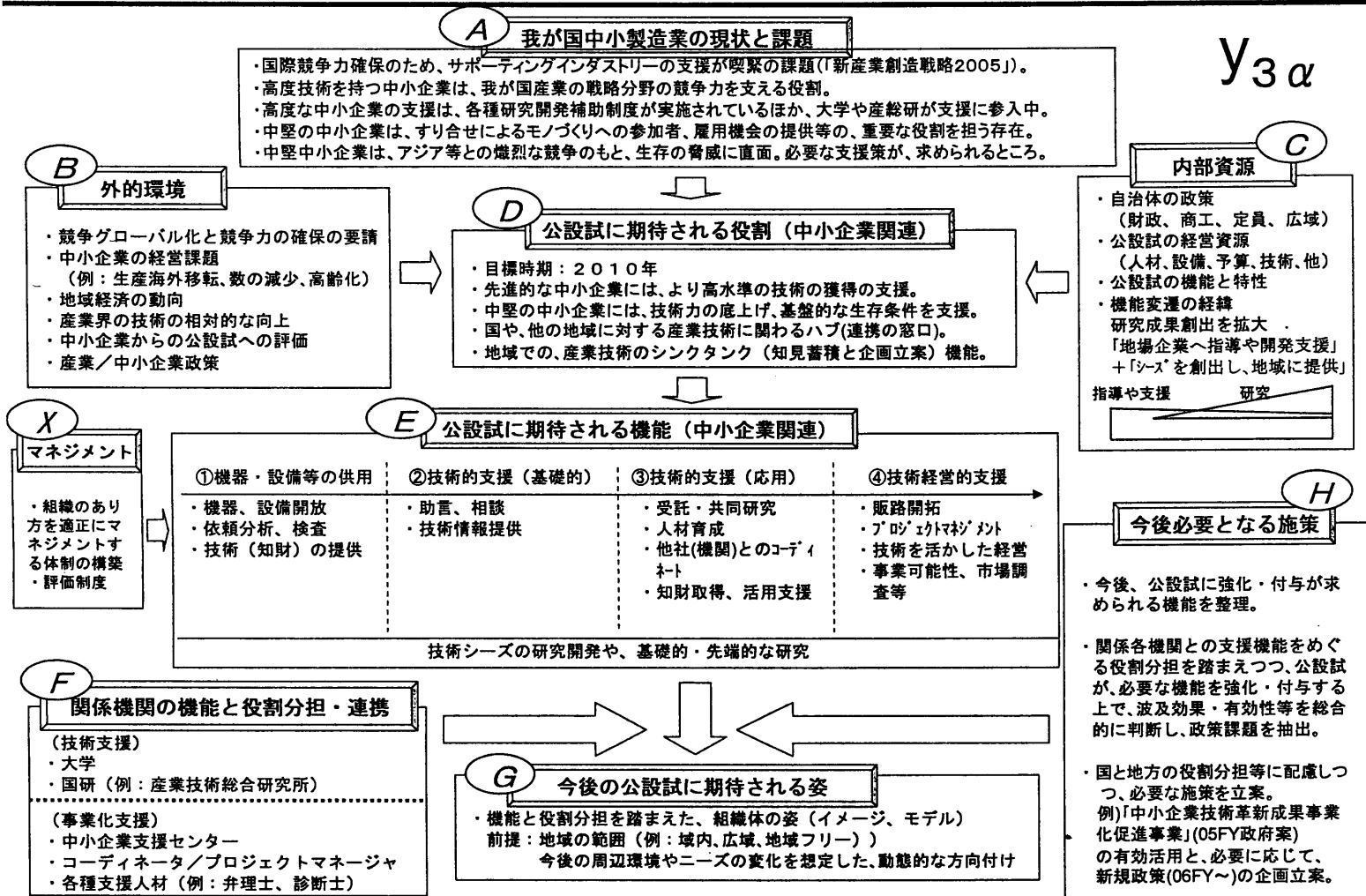
第2は、近年の政策である。中小技術政策中の公設試関連政策は、節目を迎えている。2005年4月に、「中小企業創造活動促進法」(略称、以下同じ)が期限を迎え、技術開発支援策は、「中小企業新事業活動促進法」に統合された。また、いわゆる「三位一体改革」を踏まえ、「中小企業技術開発産学官連携促進事業」(公設試の設備整備への助成、00年度創設)は、04年度で廃止された。こうした流れの中で、中小企業技術政策における、公設試の位置づけについて、改めて整理することが必要になっている。

第3は、今後への政策である。競争力強化の視点から、中小企業技術政策が改めて注目され、産業政策に位置づけられた。「新産業創造戦略」(経済産業省(2004))、「新産業創造戦略2005」(経済産業省(2005))²⁾、「骨太の方針2005」(経済財政諮問会議(2005))、「平成18年度 経済産業政策の重点」(経済産業省(2005))³⁾に記載された。05年度には「中小企業技術革新新成果事業化促進事業」(公設試の支援を受ける中小企業者の技術開発を補助。公設試への直接の補助ではなく、かつ、公設試の支援機能を中小企業側から評価する新しい施策。)が創設された。

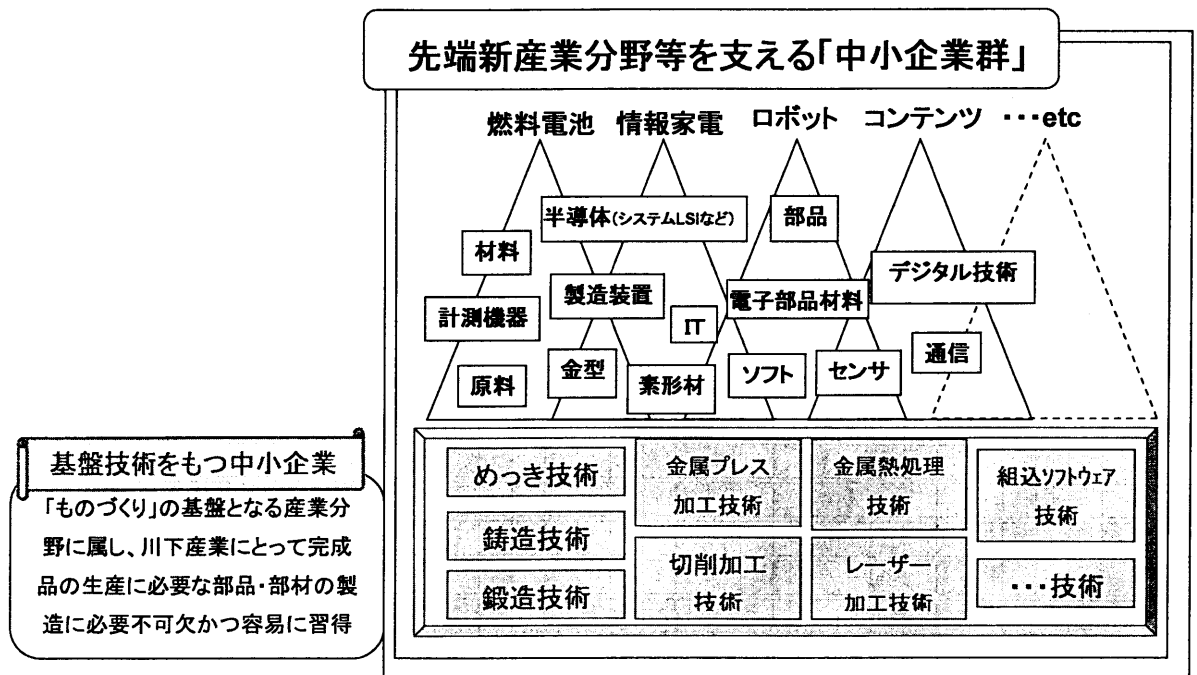
基盤技術をもつ中小企業の役割は、概念的に、【図表 5】のようになる。すなわち、いわゆる基幹的産業や成長産業の競争力を支えているのは、共通的な基盤となる部品や素材産業であり、それらを、基盤的な技術(基盤技術)が支えている。

基盤技術分野は、伝統的に、公設試が中小企業支援において重要な役割を担ってきた領域である。基盤技術の支援が、産業政策において重要な位置づけをもつこととなったところから、公設試が改めて産業政策上改めて重要な役割を担う可能性がある。

【図表4】「中小企業の技術的支援における公設試のあり方に関する研究会」検討の枠組



【図表5】先端産業分野を支える基盤技術をもつ中小企業



出典:経済産業省 中小企業庁 資料

5. まとめ

公設試の経営が大転換期を迎えている現状を、変化要因とともに整理した。「中小企業の技術的支援における公設試のあり方に関する研究会」での検討を踏まえつつ、公設試経営の外的環境として重要な影響を持つ、中小企業技術政策と対比して、今後の公設試のあり方を論じた。

—注—

- 1) 伝統的な中小技術政策で公設試に関わる施策には、「特定技術振興費補助金」(1963年度創設)、「技術指導費補助金」(58年度創設)、「開放試験室施設費補助金」(63年度同)等がある。
- 2) 「新産業創造戦略2005」は、「高度部材・基盤産業(サポーティングインダストリー)」の課題を、①川上産業の研究開発制約、②川上・川下間の「擦り合わせ」での情報共有不足、③経営資源確保の困難性、④経済力格差による交渉力の相違

等とし、当分野へ施策を重点化させるとした。

- 3) 「平成18年度経済産業政策の重点」は、「高度な部材産業群・基盤技術を有する中小企業群とそれらに支えられている先端産業等との間の好循環のメカニズムの維持・強化」に重点的な取り組みが必要とし、「基盤技術を担う企業群の重点的支援」を06年度最重点施策と位置づけた。

—参考文献—

- 中小企業庁「中小企業政策の新たな展開」(1999年9月)同友館
- 経済産業省「新産業創造戦略」(2004年5月)
- 経済産業省「新産業創造戦略2005」(05年6月)
- 経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(骨太の方針)(05年6月閣議決定)
- 経済産業省「平成18年度 経済産業政策の重点」(05年8月)